一税に関するお知らせ3一 自主納付の推進と滞納整理

税金は、行政サービスのための大切な財源です。納税は国民の義務であり、本来、自主的に納めなければならないものです。再三の催告・督促にもかかわらず、残念ながら悪質な滞納者は後を断ちません。しかし、このような現状は、税負担の公平性の面からも放置するわけにはいきません。

加西市では、税収の確保と公平徴収の実現に向け、平成 18 年度より収納課を設置し、徴収率向上と滞納処分の 強化を行ってきました。

1. 自主納付の推進

税金は、定められた期限(納期限)までに、納税者 のみなさんに自主的に納めていただくものです。加西 市では、この納税本来の姿である自主納税を推進して います。

平成20年2月より、市のホームページより口座振替納付依頼書をダウンロードできるサービスを開始し、さらに6月より税金の納付書に口座振替納付依頼書を同封する等、申請手続きを簡素化することにより、納税の簡素化と利用者の利便性を図っていきました。

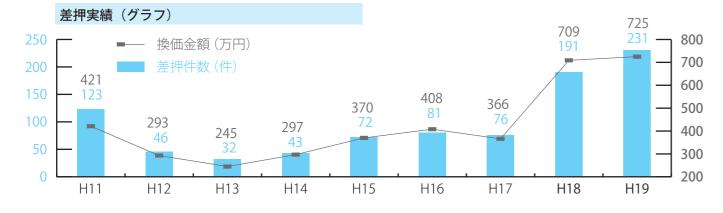
既に始めた上下水道料金のコンビニ収納に加えて、 今後は税金のコンビニ収納等により、納付方法の拡大 を図り、さらに自主納税を推進していきます。

2. 滞納整理の取り組み

加西市では、中川市長方針を受けて、誠意のない滞納者に対しては、徹底した財産調査・実態調査を実施し、預貯金・給与・生命保険等の債権を中心に厳しく 差押を行ってきました。

特に収納課を設置した平成 18 年度からは、差押件数でそれまでの約 3 倍、換価(差押により税金に充当すること)金額でそれまでの約 2 倍となっています(グラフ参照)。徴収率向上への強い姿勢が市民のみなさんにもご理解していただけると思います。

また、新たな取り組みとして、平成 19 年度はインターネットオークションを活用した動産の公売を行い、18 点の動産を差押し(落札されたのは 17 点)、約 31 万円を税金へ充当することが出来ました。



3. 今後の取り組み

昨今、定率減税の廃止や高齢者優遇税制の廃止等により、税負担が増加する中、自主財源の主役を担う税収を確保することが、一層困難になると予想されます。

今後も滞納整理の取り組みをより一層強化し、適正・ 公平な税務行政を推進する必要があります。

具体的には、従来の債権等の差押、動産の差押・公 売に加えて、消費者金融に対する過払金返還請求権の 差押、不動産・自動車等の差押・インターネット公売 を計画しています。



【問合先】 収納課 ☎428714

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が始まりました。

被保険者証(保険証) はお持ちですか?

長寿医療制度に該当される方には、既に後期高齢者 医療被保険者証(保険証)が1人に一枚交付されて います。

医療機関等の窓口では、送付された後期高齢者医療



の被保険者証を提示して ください。

被保険者証を紛失された場合は、国保健康課に申請をしていただければ再交付をいたします。

保険料の納付開始時期について

後期高齢者医療保険料は被保険者全員が納めます。

	特別徴収	普通徴収
納付方法	年金から あらかじめ徴収	納付書・口座振 替で個別に納付
開始時期	平成20年4月 支給の年金から	平成20年7月から

※原則、特別徴収となります。

保険料額の決定通知については、平成 20 年 7 月に 被保険者の方全員に送付いたします。

尚、後期高齢者医療保険料と国民健康保険税の二重 払いはありません。

長寿医療制度は、75歳以上の高齢者の医療費を国民全体で支える仕組みです。

○ 75 歳以上と 74 歳以下で受けられる医療に違いは ありません。加えて長寿を迎えられた方々が、できる だけ自立した生活を送ることができる「生活を支える 医療」が提供されます。

- ・自らが選んだ「**高齢者担当医**」が心と体の全体を 診て、外来から入院先の紹介、在宅医療まで継続 して関わる仕組みを導入します。
- ・「在宅でも安心して生活できる」よう、医師の訪問診療や訪問看護など**在宅医療を充実**します。
- 医療費の5割に「公費を重点的に投入」するとともに、若い世代の加入する医療保険から4割を仕送りし、「高齢者の医療費を国民皆でしっかりと支える仕組み」です。

○ 高齢者で自身の保険料は、トータルで従来と同水 準の1割です。若い世代の方々の負担だけが重くな ることがないように、高齢者の方々にも、お一人おひ とりの所得に応じて公平に保険料の負担をお願いしま す。なお、高齢者で自身の保険料は、原則として年金 からお支払いいただくこととします。これは、ご自身 に「金融機関の窓口でお支払いいただく等の手間をお かけしない」ためです。



【問合先】 国保健康課 ☎④8721

国民健康保険からのお知らせ

4月1日からの人間ドック・脳ドックなど受診費用の助成にご注意ください!

- ①平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度の創設に伴い、75歳になると国民健康保険の資格を喪失します。そのため、資格喪失後の人間ドック等の受診は、助成の対象外になりますのでご注意ください。
- ②平成20年4月から、健診・保健指導に関する法律が改正されました。

人間ドックの受診助成を受ける場合は、受診結果の提出もお願いすることになります。

※尚、人間ドックは、町ぐるみ健診や医療機関健診における基本健診の健診項目を含んでいますので、人間 ドックの助成を受けられる方は、一年間で両方とも受診することはお止めください。